

SOS ニュース

短時間労働者への社会保険適用の拡大等について

1. 短時間労働者への社会保険（厚生年金・健康保険）の適用が拡大します。

平成28年10月1日より労働者数501人以上の企業等で働きかつ一定以上の条件を満たす短時間労働者について社会保険へ適用することとなりました。国・地方自治体については、規模に関わらず適用となります。

（要件）

①週の所定労働時間が20時間以上あること

②賃金の月額が8.8万円以上であること

（賃金に残業代、通勤費、賞与等含みません）

③雇用期間が1年以上見込まれること

④学生でないこと

④常時501人以上の企業に勤めていること

（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定します）

2. 健康保険等の被扶養認定の同居要件が一部変更になります。

平成28年10月1日より健康保険・船員保険の被扶養認定における兄弟の同居要件が廃止されます。